

令和3年度鳥取市包括外部監査の結果に対する措置状況

No.	事業名称	事項	担当課	詳細	措置状況	措置状況	措置通知日
29	鳥取市認知症地域支援推進員設置事業委託	指摘事項	長寿社会課	<p>●委託料の精算について</p> <p>委託料の額の確定の伺い書では、委託料の額を2,734,934円と確定したとの記載のみである。実績額に本部事務費を計上することにより、人件費のみを精算費目としているものと考えられるが、精算費目を人件費のみに限定していることが委託契約書、仕様書、伺い書に明記されていない。委託料の精算において、精算費目を限定する場合には、委託契約書又は仕様書に精算費目について明確に記載する必要がある。</p>	完了	令和5年度の契約において、「委託料の額の確定にあたっては、精算する費目は人件費のみとし、人件費の確定額は、委託業務に要した経費の支出額のうち人件費相当分と次項の人件費上限額とのいずれか低い額とする」と明記しました。	R5.8.31
37	鳥取市認知症地域支援推進員設置事業委託（鳥取東地域包括支援センター）	意見	長寿社会課	<p>●委託料の精算について</p> <p>委託料の額の確定の伺い書では、精算する費目は、収入のうちその他の収入、支出のうち人件費のみとしているが、精算費目をそのように限定していることが委託契約書や仕様書に明記されていない。委託料の精算については、双方合意の上行っているとのことであるが、精算費目を限定する場合には、委託契約書又は仕様書に精算費目について明確に記載する必要がある。</p>	完了	令和5年度の契約において、「委託料の額の確定にあたっては、精算する費目は人件費のみとし、人件費の確定額は、委託業務に要した経費の支出額のうち人件費相当分と次項の人件費上限額とのいずれか低い額とする」と明記しました。	R5.8.31